

公の施設の指定管理者の指定の件（リサイクルプラザ）

平成 29 年（2017 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市リサイクルプラザ
- 2 公の施設の位置  
札幌市西区宮の沢 1 条 1 丁目
- 3 指定管理者  
札幌市中央区北 4 条西 1 5 丁目 1 番地 5 3  
特定非営利活動法人環境り・ふれんず  
代表理事 石塚 祐江
- 4 指定期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(理 由)

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、リサイクルプラザの指定  
管理者を指定するため、本案を提出する。